集団安全保障とヒューマンセキュリティー

− 国連による安全保障機能の再構築へ向けての覚書 ――

山 雅 司

目 次

一、はじめに

二、安全保障の概念と集団安全保障体制の成立

三、国連と「国際の平和と安全の維持」

憲章体制における「平和」と集団安全保障

冷戦後の安保理活動の特徴と問題点

四、新たな安全保障概念としてのヒューマンセキュリティー

一人間開発報告書とヒューマンセキュリティー

① グローバルガバナンス委員会報告書とグローバルセキュリティー

五、おわりに ― 国連による安全保障機能の再構築へ向けて ―

る第二世代のPKOとよばれるような多機能型のPKOが世界各地に派遣、展開されている。さらに、ソマリアの例 ぱら停戦後の平和維持(Peace-keeping)を担う伝統的なタイプに加えて、カンボジアの例などにみられる、いわゆ 置を中心とした積極的な活動を行っている。また、国連平和維持活動(以下、PKO)についても、従来のようなもっ あげられる。冷戦終結後、間もなくして起こった湾岸危機をはじめとして、その後も安保理は、旧ユーゴ、リビア、 ソマリア、ハイチ等々の諸紛争や諸問題に対して次々と決議を採択し、憲章第七章に基づく軍事的、非軍事的強制措 のように、従来のPKOの任務に加えて一定の範囲の武力行使の権限をも付与された、平和執行型の部隊も登場をみ 冷戦の終結に伴う国連の諸活動を特徴づけるものの一つとして、国連安全保障理事会(以下、安保理)の活性化が

れたといってもよい。このような一連の安保理活動は、「国際の平和と安全の維持」の分野における安保理の積極的 をそのまま映し出すものである。ある意味で、国連創設より半世紀を経て、ようやく安保理の実質的な行動が開 冷戦による東西対立の結果、長きにわたり麻痺状態に陥っていたことを鑑みると、ここ数年の安保理の「復権」には かったタイプの紛争や事態の発生、また国際社会の発展に伴う国際社会全体の利益についての意識変化という状況の な役割と責任遂行の一つの表れとみる限りにおいては、肯定的な評価も可能であろう。しかし、同時に冷戦後の安保 目を見張るものがある。これら多彩な安保理活動は、冷戦終結後の常任理事国を中心とする安保理における協調行動 国連創設の「目的中の目的」ともいえる「平和」の維持のために構想された安保理を中心とする安全保障機能が、(2) 国際社会の変化と現実の中で試行錯誤を重ねている感がある。すなわち、国連憲章が当初想定していな

下で、安保理が積極的な関与を行う結果として、国連による安全保障機能が様々な形で試され、その成否と妥当性に ついての議論を惹起しながら慣行が積み重ねられているということである。

りでなく、強制措置の対象範囲においても拡がりをみせ、「平和と安全の維持」の分野における国連の活動の中で、 これらの措置が、強制力の行使による事態の打開という点で国連本来の安全保障の本質において何ら変わらないばか きた実体をもって理解されるものとすれば、むしろ現在の運用が国連の安全保障の実像であるということができよう。 しようとの大国の意図さえ感じられる昨今の状況においてはなおさらのことであろう。 コントロールするかという問題は、今日きわめて重要な課題となっている。とくに、安保理を政治的道具として利用 安保理活動を、国際社会における法の支配の観点から憲章に照らして限界づけ、安保理をその恣意的行動からいかに 変質したPKOと併存する形で、最近の国連による安全保障機能を形成している。広範な裁量権に基づくこのような 比重をましていることである。そして、これらが冷戦期に生み出された伝統的PKO、および冷戦後発展、あるいは 国連の実践過程の中から生み出されたPKOは、まさにその典型といってよい。しかし、より重要と思われるのは、 とは大きく異なっている点である。もっとも、国連とは国連憲章の規定そのものではなく、それをもとに運用されて られる強制措置のうち、軍事的措置に関しては加盟国への授権という形で実施されており、国連創設当初の憲章構想 のように理解すればよいのであろうか。最近の安保理活動の特徴として指摘できるのは、まず安保理決議によってと ところで、このような最近の安保理活動は、国連憲章に具体化された憲章本来の安全保障機能との関連においてど

集団安全保障である。しかし、今世紀初頭に考案され国際連盟での経験をふまえて現在の国連に受け継がれたこのよ 課題について考えてみたい。国連の安全保障機能の中でも、いわばこの「力による平和」を担っているのがいわゆる 是認し、位置づける国連の安全保障機能とその底流にある安全保障観そのものにむしろ着目し、その限界性と今後の 本稿では以上のような現況をふまえた上で、「平和と安全の維持」のための最終的かつ主要な手段として軍事力を

ずである。ここに国連による安全保障観の再検討と機能の再構築の必要性が求められることになる。本稿ではその考 うな安全保障の考え方と具体的システムが、果たして今日のみならず今後の国際社会においてそのまま妥当するので 連による安全保障機能を見直す上で、いくつかの重要な示唆を含んでいるように思われる。 ことにする。用語としての歴史がまだ浅く、その性格や内容についても議論の途上にある概念ではあるが、同時に国 祭の素材として最近提唱され、注目を浴びつつあるヒューマンセキュリティー(human security)の概念を用いる あろうか。当然のことながら国際社会の発展と変化に伴い紛争や脅威の態様も変化し、したがって守られるべき安全 の観念も変化する。とすれば安全保障の枠組みとその実現の方法もそれに対応して修正がなされなければならないは

安保理活動の検討を行う。それをふまえて、ヒューマンセキュリティーの概念との比較考察の視点から今後の国連に よる安全保障機能の方向性を探ることにする。 以下、最初に集団安全保障体制成立の経緯をふりかえった後、集団安全保障に立脚する憲章体制の概観と冷戦後の

一、安全保障の概念と集団安全保障体制の成立

集団安全保障の位置づけを概観しておくことが必要と思われる。なぜならば、安全保障の概念自身が国際社会の構造 行うことを目的とするが、その前提として近代国際社会の歴史的文脈の視点から、安全保障の概念とその中における を色濃く反映したものであることから、国際社会の枠組みと推移の視点からこの問題を理解することが、今後の安全 システムおよび機能である。本稿は、この集団安全保障に対する問題提起の立場から国連の安全保障機能の再検討を よる集団安全保障体制とはこの目的遂行の切り札ともいえる重要な手段として、憲章規定に組み込まれた安全保障 国連憲章は国連の目的について述べた第一条の第一項で、「国際の平和および安全の維持」を掲げている。国連に

う。すなわち、今日まで国際社会において安全保障の問題は、国家安全保障、つまり各国家がいかに自国の安全を確⑸ があるといえる。(6) る。このような安全保障は、自国の平和を守るという意味においては平和を目的とした活動でありながら、その手段 保障の方向性を考える上で鍵となってくると考えるからである。 あったのである。そのために、国家は軍備をはじめとして、自国の安全を高めるための様々な方策を構じることにな 保するかという問題としてとらえられてきたといってよい。それは、主権国家が併存する分権的な近代国際社会にお の基本は暴力装置や戦略体系の整備にあり、戦争と平和の狭間で暴力と平和の両義性を有している点に性格上の特徴 国家にとって自国の安全を確保することは、国際社会における自身の存立にもかかわる、何にもまして重要な事項で いて、国家がその構成の基本単位、すなわち主たる国際法主体とされてきたことからすればむしろ自然なことである。 さて、安全保障とは、一般には国家の領土保全と独立を外国の武力によって脅かされないように保障することをい

けては戦争について、その実質的原因の正、不正を問うことなく、基本的に国家の権利ないし自由とするいわゆる無 ある。勢力均衡方式は、対立する国家や軍事同盟関係にある国家群の間の力の均衡の上に国家の安全を保障しようと ない軍拡競争を招き、第一次世界大戦に至ったことは歴史が示すところである。とくに、一八世紀から一九世紀にかない軍拡競争を招き、第一次世界大戦に至ったことは歴史が示すところである。とくに、一八世紀から一九世紀にか するものである。しかし、勢力均衡は国家間の潜在的な対立を前提としており、敵対する勢力間の相互不信が際限の 枠組みとしての安全保障体制ではあるが、仮想敵国の存在を前提とする点で個別的安全保障の範疇におかれるもので 今世紀初頭までヨーロッパにおける国際政治上の概念として用いられた勢力均衡(balance of power)は集合的な 安全保障の方式は、集団安全保障との対比において個別的安全保障とよばれる場合がある。近代国際社会の成立以来、 の増強をはかったり、他国との間に同盟条約を締結することによって、自国の安全を保障しようとした。このような ところで、第一次世界大戦以前の近代国際社会においては、今述べたように各国家が外敵からの脅威に備えて軍備

する。

際連盟の設立は、戦後秩序の基本理念を掲げたアメリカのウィルソン大統領の一四ヵ条によるところが大きく、 違法化を前提とした集団安全保障体制の確立と、その制度化の試みとしての国際連盟の設立という形で実を結ぶ。 は甚大であったことから、第一次世界大戦を契機として安全保障に関する考え方は大きく転換する。それは、戦争の 差別戦争観が支配的であった。したがって、国際法が規律の対象としたのはもっぱら戦争の手続きや方法であって、 国家は国際紛争解決の手段として戦争の権利を留保していた。しかし、その結末としての世界戦争による被害と犠牲 九年、パリ講和会議においてヴェルサイユ条約とその一部をなす国際連盟規約が採択され、翌年、国際連盟が発足

ことができるが、国際機構という形で制度化されたのは国際連盟が最初であった。集団安全保障とは、「対立関係に 中的に保障しようとするものである点において、やはり従来の安全保障概念の域にとどまるものであるといわざるを中的に保障しようとするものであるといわざるを 志向する点で安全保障方式としては画期的であったが、結局国家集団の立場から構成諸国の個別的安全を統一的、集 の拠り所」とする社会全体の変革を意味するものであった。ただし、集団安全保障は、国際社会全体の平和と安全を 条約以来の安全保障方式の転換であり、個々の国家の保持する軍事力、ないしこれを用いることによる戦争を「最後 本的に異なっていた。このように、同盟間の均衡をもってする戦争の防止策の放棄は、一六四八年ウェストファリア とである。集合的、国際的な安全保障体制という点では勢力均衡方式と一見共通性があるように思われるが、戦争に して平和を破壊する場合には、関係諸国家が共同し、集団の力でそれに当たり、平和を維持しようという」方式のこ ある国家をも含めて、多数の国家が、互いに武力行使を慎むことを約束するとともに、いずれかの国がその約束に反 全の相互的保障」の規定にみることができる。集団安全保障の理念そのものはそれ以前の早い時期に既に萌芽をみる ついての国家の個別の権限を吸収し、当該社会の構成メンバーの全員参加による集団的意思を設定した点で両者は根 集団安全保障の考えは、一四ヵ条の中の国際機構設立に関する第一四条の「大国および小国の政治的独立と領土保

えない。しかも、国際連盟における集団安全保障体制は、システムとしてかなり不完全なものであった。

告書の勧告に応じる紛争当事国に対し戦争に訴えてはならないとされた(第一五条六項)。そして、規約に違反して として非軍事的制裁を加えるべき義務を連盟国に課している(第一六条一項)。 はこれに対し、直ちに一切の通商上または金融上の関係を断絶し、自国民と違約国国民との一切の交通を禁止」する 内に戦争に訴えること(同条同項)、③判決に服する連盟国に対して戦争に訴えること(第一三条四項)、さらに、④ たいずれの解決手段にも付さずに戦争に訴えること(第一二条一項)、次に、②裁判判決や理事会の報告後三ヵ月以 にしている。続く第一二条で、「国交断絶に至るおそれのある紛争」が発生したときは、「当該事件を仲裁裁判もしく に対しこれを擁護することを約す」と規定した上で、第一一条一項で、「戦争または戦争の脅威は、連盟国いずれか は司法的解決または連盟理事会の審査に付す」ことを義務づけ、以下のような戦争を禁止している。まず、①今述べ に直接の影響あると否とを問わず、すべて連盟全体の利害関係事項たること」と述べて集団安全保障の理念を明らか 「戦争に訴えたる連盟国は、当然他のすべての連盟国に対し戦争行為をなしたるものとみなす。他のすべての連盟国 「連盟理事会の報告書が紛争当事国の代表者を除き他の連盟理事会員全部の同意を得たるものなるとき」は、その報 連盟規約は第一○条において、「連盟国は、連盟各国の領土保全及び現在の政治的独立を尊重し、且つ外部の侵略

すべき兵力に対する連盟各国の陸海または空軍の分担程度を関係各国政府に提案する」義務があるとするのみで他に がおかれ、 加盟国の判断に委ねられていた点で、分権的性格の強い集団安全保障体制であった。さらに、制裁は経済制裁に主眼 に該当しない戦争は結果的に禁止されないことになった。また、規約違反の決定や集団措置の発動については個々の 「戦争」という文言上の問題はひとまず別としても、禁止の対象となる戦争の範囲が限定的であったことから、上記 しかし、以上のような国際連盟における集団安全保障体制についていくつかの特徴と問題点が指摘できる。まず、 軍事的措置については第一六条二項に、「連盟理事会は、前項の場合において連盟の約束擁護のため使用

して脱退、一九三九年にはソ連がフィンランド侵攻を理由に連盟から除名された。このように主要国を欠いた国際連 具体的な規定もなく、関係国に対する拘束力も欠いていた。結局、連盟創設に大きく関わったアメリカは議会の反対 (ほ) 盟の権威は完全に失墜し、第二次大戦を阻止できないまま崩壊への道をたどることになったのである。 から連盟に参加せず、一九三三年の日本、ドイツの脱退に続いてイタリアもエチオピア侵攻に対する対伊制裁に反発

三、国連と「国際の平和と安全の維持」

) 憲章体制における「平和」と集団安全保障

分析せずに、連盟規約の法的手続きを批判し、拘束力の強い、大国中心の国連憲章をつくった」ということができる。 体化の主要な原因の一つであったとみて、大国の一致参加による強い権限をもった安保理の下での集団安全保障体制 に押し出していきたいという要望にこたえたといってよい。そして、国連憲章の起草者たちは、加盟国に対して紛争(ミワ) の構築を構想したのである。したがって、ベルトランのいうように、「国連の創設者は、国際連盟の失敗を政治的に ともいえる不完全性を残していたことに原因があると考えられたからである。また、大国の不参加と脱退も連盟の弱 できなかったのは、連盟における集団安全保障体制が先述のように戦争の禁止や集団措置の発動の点において、不備 ただし連盟時と比べて体制をより強化することによって実現しようとした。なぜなら、国際連盟が第二次大戦を回避 の平和的解決を義務づけるとともに(第二条三項、第六章)、「平和の維持」を連盟と同じく集団安全保障体制の下で、 実であった。したがって、戦後の国際秩序を担うべき新たな国際機構の目的の第一に「国際の平和および安全の維持」 (第一条一項)を掲げたことはごく自然な流れであり、そうすることによって国連はそのイデオロギーと哲学を明確 国際連盟が戦争を阻止しえず、二度におよぶ世界戦争の悲劇を味わった人類にとって「平和」の問題はきわめて切

限と影響力を行使することになった。 反した決議の成立を拒否することができる特権としての拒否権を有する常任理事国として、安保理の決定に大きな権 ある。五大国は、国際の平和と安全の維持に関して主要な責任を負う安保理において(第二四条一項)、自らの意に ここでいう大国とはいうまでもなく第二次大戦における戦勝国、 すなわち連合国 (the United Nations) のことで

第三九条は、「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の 基づく強制措置の発動を決定することになる。第四一条は経済的・外交的な非軍事的措置について、第四二条は軍事 平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四一条及び第四二条に従っていかなる措置をとるかを 点において大きな意義を有するものである。憲章は第七章で集団安全保障に関する具体的な規定を設けている。 も慎まなければならない」と規定する。このことは紛争の平和的処理手続きとの関連で「戦争」が部分的に禁止され 的措置について規定し、軍事的措置の発動については、憲章は第四三条以下に手続等に関する具体的な規定を設けて 認定を行った上で、そのような事態を平和的に調整するための措置を勧告をし、または第四一条あるいは第四二条に 決定する」と規定する。すなわち、安保理はまず平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為があったかどうかの ていた連盟と比べて、憲章第五一条に基づく自衛権の行使による場合を除いて、個別的武力行使を一般的に禁止した なる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの 国連憲章は第二条四項で、「すべての加盟国は、その国際関係において、 武力による威嚇又は武力の行使を、 ŀ١ か

尖鋭化することとなった。すなわち、集団安全保障とは個別的行為としての戦争を違法とする一方で、それと明確に 武力行使の違法化を徹底したことにより戦争概念を止揚したという点である。その結果、集団安全保障の本質がより このような国連における集団安全保障体制について、次のような特徴点をあげることができる。 まず、連盟に比し

論』として、古典的戦争法の伝統を復活せしめる」ことになった。また、国連の集団安全保障体制は、分権的であっぽ) 後の平和の維持をはかることを考えたのである。ただし、ここでいう「平和」とは「秩序」を意味していた。大規模 ように、国際連盟の反省の上に創設された国連は、軍事力を背景とした大国の強いイニシアティヴと結束によって戦 によって秩序を維持しようとする憲章の平和維持の図式の背後に、アメリカをはじめとする大国の意気込みと政治的 れた秩序を維持するための一つのシステムであったとみることができる。そして、常任理事国を核とする強い安保理 の常とすれば、国連における集団安全保障体制とは、ある意味で第二次大戦における連合国の勝利によってもたらさ な紛争があった後には、勝利者の側の同盟国が新たに構築された秩序を維持するために努めることが大国の覇権保持 は第四三条から第四七条にわたる諸規定にも表れているように、軍事的措置に比重がおかれていることである。この ている点で集権的性格を強めている。そして、安保理の決定は法的拘束力をもつ(第二五条)。さらに、特徴的なの た連盟と比べて安保理に強い権限と広範な裁量権を与え、集団措置の実施を安保理の決定の下で統一的に行おうとし である。その意味において、「国連憲章による戦争の違法化は、実定法による戦争禁止の確信を強め、『実定主義正戦 区別されるところの集団的行為ないし制裁としての正当な武力行使を認めることによって成り立つ安全保障システム

理と加盟国があらかじめ特別協定を締結することが予定されていた。しかし、冷戦による相互不信を背景に、特別協 ことは周知の通りである。本来、第四二条の軍事的措置の具体的実施にあたり、第四三条で兵力の提供に関して安保 定締結の前提として国連軍の兵力の規模や分担について話し合う軍事参謀委員会において大国間の見解が対立したた の意図とは裏腹に、冷戦期における米ソ間の対立を直接反映した安保理の機能不全により、ほとんど機能しなかった ところが、「国際の平和と安全の維持」の目的実現の上で大きな役割を担うべき集団安全保障体制が国連創設当初 協定の締結すら不可能となった。その結果第四三条は死文化し、いわゆる憲章本来の国連軍の結成が幻となった

意図を同時に読み取ることができる。

積み重ねながら安全保障機能の重要な一翼を担うことになる。 ズ動乱の際に総会決議に基づいて派遣された国連緊急軍(UNEF)を機に本格化し、国連の実践過程の中で慣行を を遂げることになるのである。その一方で、憲章規定にはもともとなかった国連平和維持活動が、 障体制は内実を失い、第五一条の個別的、集団的自衛権の規定を根拠とする東西両陣営間の同盟体制へと事実上転換 南ローデシア問題に対してとられたものと、一九七七年に南アのアパルトへイト政策に対してとられた二例があるが、(56) 軍」との名称に反し、米軍指揮下の反共同盟軍的な多国籍軍であった。 隊によってとられた措置が、冷戦期における国連による軍事的強制措置の唯一の例としてあるが、その実体は ことはよく知られるところである。一九五○年の朝鮮戦争の際、安保理の勧告に応ずる形で加盟国から提供された部(≊) いずれも国家の国内政策を理由とするもので、侵略行為に対しての措置ではなかった。こうして、国連の集団安全保 非軍事的強制措置については、一九六五年に 一九五六年のスエ 一国連

〕 冷戦後の安保理活動の特徴と問題点

増とその任務および性格の変化として、もう一つは憲章第七章に基づく強制措置の増加とその対象事項の拡大として 安保理機能の回復と活発な活動の展開という状況をもたらしている。それらの活動は、 決は望めなかった。一転して冷戦終結による東西対立の解消は、安保理における大国間の協調行動を通じて、今日、 理が採択した例もいくつかみられるが、やはり東西対立を反映して大国の利害がからむ多くの地域紛争の実質的な解 ては、事務総長の調停にみられる地道な紛争解決努力の積み重ねや、重要な紛争の解決につながるような決議を安保 六章半といわれるPKOが補う形で、かろうじて安全保障機能の命脈を保ってきたといってよい。平和的解決につい 下での強制的処理、すなわち集団安全保障を予定していた。しかし、冷戦下では実際には集団安全保障機能の不調を 以上のように、 国連憲章は、「国際の平和と安全の維持」のために、当初第六章下での紛争の平和的処理と第七章 一つはPKOの派遣件数の急

特徴づけることができる。

済的基盤の整備に至るまで多様な任務に携わる包括的なPKOとして注目されるものである。 従来の任務に加えて非武装化や選挙の実施から難民の帰還、人権保護、行政活動、国家の再建に向けての社会的、経 複合化現象」という点である。カンボジア(UNTAC)やナミビア(UNTAG)での活動に代表されるように、 中立的性格ゆえに信頼を得、平和維持に着実かつ多大な役割を果たしてきた。このようなPKOの冷戦後の変化の一 国際平和秩序の維持をはかる活動とされてきた。紛争の解決そのものを目的とするものではないが、その非強制的、 意を基礎に現地に派遣され、停戦や兵力撤退の監視、治安維持などの任務にあたることによって事態の悪化を防止し、 つとしてあげられるのは、「平和創造 (peacemaking) や平和構築 (peace-building) の機能と不可分に結びついた まず、前者に関してこれまでのいわゆる伝統的なPKOは、紛争当事国間の停戦合意があった後に受け入れ国の同

現しないだろうとの認識を示した上で、いわゆる平和執行部隊(peace-enforcement units) 得て交渉を開始するよう勧告している。しかし、同時にこのような第四三条に基づく憲章本来の部隊は当分の間は実得て交渉を開始するよう勧告している。しかし、同時にこのような第四三条に基づく憲章本来の部隊は当分の間は実 そのために、第四三条で規定された特別協定を締結する必要があり、安保理がそれに向けて軍事参謀委員会の支持を 第七章に基づく集団安全保障の役割に期待をかけ、積極的に活用していこうとの意思を明確に示したものといえる。 団安全保障の概念の真髄であると述べている。このことは、冷戦後も国連として国際の平和と安全の維持のために、(※) 安全の維持、回復のために、安保理の決定に基づいて憲章第七章で規定された措置をとることが、憲章に示された集 て報告書、いわゆる「平和への課題」を提出した。その中で事務総長は、平和的手段が失敗した場合に国際の平和と 向け、国連の紛争管理能力の強化と再検討を目指して、国連のガリ事務総長は一九九二年六月一七日、安保理に対し の平和執行部隊は加盟国から提供される部隊で構成され、従来の平和維持軍よりも重装備で、部隊の展開と活動は安 もう一つの変化は、PKOの性格自体の変化に関わるものである。冷戦後、世界各地で頻発する地域紛争の解決に の創設を勧告した。こ

力行使の権限をも付与されたPKOであり、平和維持と平和強制との結合現象としてみることができる。 保理の権限に属し、 事務総長の指揮下に入ることになるとしている。すなわち、場合によって自衛の範囲をこえた武(33)

えられるからである。これまで政治的中立を守る意味からPKOには常任理事国等の大国の参加が控えられてきたが、 行部隊の構想は、一九九三年三月二六日の安保理決議八一四の採択により、ソマリアにおける第二次国連ソマリア活 るようになった現象も、そのような冷戦後の平和維持の分野における大国の関与を物語るものといえる。この平和執 うことである。それは、この部隊創設の提唱が、集団安全保障が憲章規定通りに実現することが現段階では難しいと とが妥当かどうかの疑問も残るが、重要な点はこの構想が強制力を旨とする集団安全保障の理念に由来しているとい む多数の死傷者を出し、国際社会から非難を浴びる中、部隊は撤退を余儀なくされた。ガリ事務総長も「平和への課 動(UNOSOMI)として実現した。しかし、最大の武装勢力のアイディード派との武力衝突によって民間 の判断の過程でなされたというだけでなく、この構想の背後に強制力に信頼をおく大国の論理がはたらいていると考 よって、国連自らが武力をもって問題の解決にあたることの難しさと限界が強く印象づけられ、国連による安全保障 九九一年四月に設けられた国連イラク・クウェート監視団(UNICOM)以降、大国が積極的にPKOに参加す 非強制という従来のPKOの概念とは異質の性格をもつ部隊および活動であることから、PKOの範疇に含めるこ —— 補遺」の中で国連として失敗を認め、平和執行部隊の創設を当面断念することを明らかにした。この事件に (35) 人を含

定もおいていない。侵略の定義に関しては、一九七四年に国連総会において「侵略の定義に関する決議」が採択され 先に述べたように、憲章は第三九条で安保理が具体的な措置を決定するにあたって、まず「平和に対する脅威、 の破壊又は侵略行為の存在を決定」することとしている。しかし、それらの具体的内容については憲章規定は何の規 次に、憲章第七章の適用による強制措置の増加という状況に関連し、いくつかの特徴と問題点を整理しておきたい。

のあり方に問題を提起することとなった。

れているが、厳しい東西対立を反映して実際に強制措置がとられたのは、既述の通り「平和に対する破壊」と認定されているが、厳しい東西対立を反映して実際に強制措置がとられたのは、既述の通り「平和に対する破壊」と認定さ が認められているといってよい。冷戦期、いくつかの紛争や問題に関して第三九条に基づく侵略行為等の認定は行わ たが、すべてが網羅的に規定されたものではなく、その具体的な適用は結局個々のケースに関する安保理の判断に委 れ軍事的措置がとられた朝鮮戦争のケースが一件と、「平和に対する脅威」と認定され非軍事的措置がとられたケー スが二件があるのみである。 ねられている。平和に対する脅威および平和の破壊の認定についても同様であり、その意味で安保理の広範な裁量権

ラクに対して武力行使を内容とする行動を開始した。これに関して、一部加盟国軍隊からなる多国籍軍に安保理が武 する決議六七八を採択した。同決議は、憲章第七章に基づいて行動するとして、第二項では、「イラクが一九九一年 要なあらゆる手段」が武力行使を意味することは明らかで、この決議に基づいて多国籍軍は翌九一年一月一七日、イ る国際の平和と安全を回復するために、必要なあらゆる手段を行使する権限を与える」と規定した。ここでいう「必 国に対し、安保理決議六六○(一九九○)およびそれに続くすべての関連決議を支持しかつ履行し、その地域におけ の後、経済制裁等を内容とする決議をたてつづけに採択した後、一一月二九日には多国籍軍に対して武力行使を容認 基づく強制措置がとられる機会が増えている。強制措置は軍事的措置、非軍事的措置の双方におよび、非軍事的措置 のクウェート侵攻につき「国際の平和と安全の破壊の存在」の認定を行い、イラクの即時無条件撤退を要求した。そ てとられた措置はその典型であった。安保理は、イラクのクウェート侵攻に対して即刻決議六六〇を採択し、イラク で強制措置が実施されるケースが増えている点が目をひく。冷戦終結直後に発生した湾岸危機に対して安保理によっ の内容が多様化している点も特徴の一つであるが、軍事的措置に関して安保理が武力行使の権限を加盟国に与える形(%) 一月一五日以前に、第一項に示されたように、前記諸決議を完全に履行しない限り、クウェート政府に協力する加盟 冷戦後、安保理の機能回復に呼応する形で様々な事例に対して第三九条に該当する行為の認定がなされ、第七章に

MIIの例などを除いて、湾岸戦争の例以外にソマリアの米軍主導の多国籍軍(UNITAF)、旧ユーゴスラビア、(4) 加盟国の部隊を用いる形で行なわざるをえない。冷戦後の安保理決議に基づく武力行使のケースをみてもUNOSO 憲章第四三条の特別協定が結ばれていない現状においては、武力行使は実際のところこのように加盟国の指揮による 力行使を授権することを、憲章本来の集団安全保障体制との関連においてどう考えるのかという問題点があげられる。 実行において慣行化してきている。こうした状況が認められるのかどうかについて憲章規定は不確定で、安保理も積 る「必要なあらゆる手段」をとる「権限の付与」とこれに応じる一部加盟国による武力行使という方式は、安保理の ハイチ、ルワンダの場合にみられるようにすべて安保理が加盟国に授権する形をとっている。このように安保理によ 安全保障の側面を有していることも否定できない。いずれにせよ、この方式が現在そして今後もおそらく最も現実的 のはそのためであると考えられる。そのために、決議の法的根拠をめぐる議論を招く結果となっている。このようなのはそのためであると考えられる。そのために、決議の法的根拠をめぐる議論を招く結果となっている。このような 極的な判断を避けている。武力行使を容認する安保理決議が第七章だけを援用し、具体的規定への言及を避けている 「外注型」の方式は憲章が予定した形での集団安全保障とは異なるが、安保理決議による点および機能において集団

ことである。とくに「平和に対する脅威」と認定される対象事項の拡大という傾向は、必然的に強制措置、とりわけ る。すなわち、平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為として認定される紛争、事態の範囲が拡がる傾向をみせて な軍事的強制措置の実施形態となるであろうことが予測される。 これらの概念にそのまま該当する事例であった。しかし、問題となるのは「平和に対する脅威」についてである。冷(49) 軍事的強制措置の適用の機会を増やすという結果をもたらしている。すなわち、「侵略行為」や「平和の破壊」につ いること、またこのことと関連するが強制措置による介入目的として人道援助を理由とするものが増えているという いては概念が具体的で比較的認定がしやすく、湾岸戦争の場合はまさに他国へのあからさまな侵略行為であった点で、 今述べた、強制措置の内容および実施形態の問題に加えて、強制措置の実施対象に関する特徴と問題点が指摘でき

今日の国際社会においては、不可避的に国際的な影響を持つものと安保理が考えていることの表れとみることができ 強制措置の発動とすることによって、国内管轄事項への干渉を禁止した第二条七項の問題を少なくとも法的にクリアー る。安保理は、これらの事項に対して「平和に対する脅威」と認定し、人道援助のための武力行使を第七章に基づく は、人権保護の国際関心事項化という国際社会の動向を受けて、一国内の重大で大規模な人権侵害・人道法違反は、 脅威」と認定された事項はすべて国内における人権侵害をきっかけとするものであり、クルド難民問題を除いて、人 しようとしているのである。 道援助の目的で憲章第七章の下で「必要なあらゆる手段」を行使する権限が加盟国に対して認められた。これらの例 対する脅威」が認定され、国内問題においても白人政権による自決権の侵害に関する南ローデシア問題や南アのアパ ることによって強制措置がとられていることに注意する必要がある。もっとも、国家間の武力紛争だけでなく、冷戦 湾岸戦争に関連したクルド難民の問題の他、ソマリア問題、旧ユーゴ問題、ルワンダ問題において、「平和に対する ルトヘイト問題に対して同様の認定がなされている。しかし、冷戦後はとくに認定対象が多様化している。たとえば、 期においても国際問題化した内戦としてコンゴ内戦やバングラデシュ独立戦争、キプロス内戦などにおいて「平和に期においても国際問題化した内戦としてコンゴ内戦やバングラデシュ独立戦争、キプロス内戦などにおいて「平和に 戦後、第七章の下でとられる強制措置が増加したのは、他国への侵略や国家間紛争が増えたことによるのではない。 むしろそのほとんどが内戦や国内問題に対してであり、それらの事項を安保理が「平和に対する脅威」と広く認定す

続が、それぞれ「国際の平和と安全に対する脅威」を構成するとして、安保理は強制措置の発動を決定した。これら の事例は、一般に国際の平和と安全を維持し回復するという観点から発動されることが予定されている、憲章本来の テロリズムの放棄を示さなかったことが、後者については、ハイチの軍事政権による圧政と民主化をめぐる事態の継 航空機爆破に関するリビアへの容疑者の引渡要求に対してリビアが十分かつ効果的に応えず、具体的な行動によって リビアやハイチに対する強制措置は、このような人道的理由によるものとはまた異なっている。前者については、リビアやハイチに対する強制措置は、このような人道的理由によるものとはまた異なっている。前者については、

論をも惹起するに至っている。 強制措置の警察的機能をこえて紛争の解決に及ぶものであり、安保理の裁量権の限界やそのコントロールをめぐる議

四、新たな安全保障概念としてのヒューマンセキュリティー(8)

を考えるとき、既存の集団安全保障のシステムと機能が今後も有効であり続けるといえるであろうか。 史的経過と内容を国際連盟規約および国連憲章に則して考察した後、冷戦後の安保理活動の特徴と問題点について、 を通じた強制措置の発動に顕著なように、集団安全保障機能は形を変えて復活し、国連の安全保障機能の中でも主要 みられるように、憲章規定との間にかなりの乖離を示している。しかし、その反面で平和執行部隊構想や加盟国部隊 PKOの多機能化と変質、および強制措置の増加という観点から整理、検討を行った。冷戦後の安保理活動をみると、 な位置を占めるようになっている。変転する国際社会の「平和と安全の維持」に国連がいかなる役割を果たしうるか 憲章起草時に構想された国連による安全保障構想は、一面においてPKOの発展や憲章本来の国連軍の未結成などに これまで安全保障の国際的枠組みとして国際社会において中心的役割を担ってきた集団安全保障について、その歴

ことにする。その一つとして国連開発計画(UNDP)の一九九四年人間開発報告書、およびその中において提唱さ 的に概観することはここでは行わない。集団安全保障の理念の必然的帰結としての安保理決議に基づく強制力の行使、 ここではとくにそのような集団安全保障の存立基盤自体を問い直す立場からなされた最近の二つの提案についてみる とりわけ軍事的強制措置の再検討の上に今後の国連による安全保障の方向性を探ろうという本稿の主旨から、むしろ に関しては、様々な団体や個人、また国連自身からも多くの改革案が提出されている。ただし、それら改革案を網羅 そのことを考える上で、国連改革に関する議論が参考になると思われる。これまでにも安全保障をめぐる国連改革

である。とくにその中の安全保障に関する章において、先のヒューマンセキュリティーと類似の概念への言及がみら 員会で、これに世界の有識者二六名を加えて人類の直面する地球的諸問題解決への指針を報告書としてまとめたもの 告書である。この委員会はスウェーデンのカールソン首相とガイアナのランファル元外相が共同議長を務める独立委 チテーゼが含まれているように思われる。もう一つは一九九五年一月に発表されたグローバル・ガバナンス委員会報 り、ヒューマンセキュリティーもその文脈において登場した概念であるが、そこには従来の安全保障観に対するアン れたヒューマンセキュリティーの概念をとりあげる。この報告書は、文字通り開発の観点からまとめられたものであ

∵ 人間開発報告書とヒューマンセキュリティー(頜)

略から国家の領土を守ったり、外交政策によって国家利益を追求するといった狭い意味におけるものであって、 安全保障の概念は、 保障や、外交政策を通じての国家利益を保持する安全保障、核のホロコーストから地球を救う安全保障などである。 る。続いて、「安全保障という概念はかなり長い間、狭義に捉えられてきた。たとえば外部侵略から領土を守る安全 ヒューマンセキュリティーへと頭を切り替えなければならないとする。いうまでもないことであるが、ここには冷戦にューマンセキュリティーへと頭を切り替えなければならないとする。いうまでもないことであるが、ここには冷戦 五〇年が経過した現在、我々は安全保障についての考え方を根底から変える必要に迫られているとする。すなわち、 には、従来の安全保障に対する問題提起が込められている。すなわち、従来の安全保障はここでいうように外部の侵 の終結に伴い安全保障に対する考え方もそれに対応した新しいものへと変化しなければならないとの認識が読み取れ 「どうしたら世界的な核の惨事を防げるかという難問の、最初の重大な試練を通り抜けた」今日、核の安全保障から 人間開発報告書は、「ヒューマンセキュリティーという新しい考え方」と題する章において、まず第二次大戦から 人間よりも国家とのつながりが強かった」と述べる。ヒューマンセキュリティーの考え方の背景(&)

にいうならば、ヒューマンセキュリティーとはより包括的な概念ということになる。勢力均衡や集団安全保障は国際 においていかに対処するかを基本としている点では、やはり「狭義の」安全保障の範疇に入れられるべきものであろ 的な安全保障体制という点では進んだものともいえるが、先述のように国家への侵略行為等に対して国際的な枠組み マンセキュリティーの概念からするならば、この狭義の安全保障は安全保障の概念の一部であって全てではない。 するならば国家の安全や利益をいかに守るのかという国家安全保障の考え方が中心となってきたという点である。 逆

と述べる。第三に、ヒューマンセキュリティーを強化する方法として、後手の介入よりも早期予防のほうがやさしい(イク) 紛争、社会の崩壊などをあげ、これらはいずれも単独の問題ではなく、国境で食い止めることができない問題である ての国がその危機に巻き込まれる可能性があるという点である。具体的に飢餓、病気、汚染、麻薬取引、テロ、民族(宮) それに加えて飢餓や病気や貧困の脅威である。冷戦の終結に伴い、核兵器による脅威はかなり減ったといってよいが(80) 具体的内容についてさらに詳しく述べている。すなわち、富裕国の国民にとっての脅威は、街頭での犯罪や麻薬戦争 り広げられているのは国際間の戦争ではなく、国内での紛争である」と述べている。報告書は、今日における脅威の などの脅威から守られることを意味している」として、「冷戦の暗い影が薄れていくなかで、なおも眼前で頻繁に繰 世界共通の問題であり、富裕国とか貧困国に関係なく、あらゆる国の人々に関係があるという点である。第二に、ヒュー その一方で顕在化してきたこれらの脅威から人間を守ることがヒューマンセキュリティーの意図すべきところとなる。 マンセキュリティーを構成する要素は、相互依存の関係にあり、世界のどこかでだれかが危機にさらされれば、すべ の脅威、HIV/エイズなど不治の病の蔓延、土壌の浸食、汚染の進行、失業等であり、貧しい国の人々にとっては、 そして、報告書は、「多くの人にとって安全とは、病気や飢饉、失業、犯罪、社会の軋轢、 報告書は、ヒューマンセキュリティーの四つの特徴についても触れている。第一に、ヒューマンセキュリティーは 政治的弾圧、環境災害

社会の安全保障、①政治の安全保障、を列挙し、各項目について詳細な分析、検討を行っている。(ゼ) 要約している。「①領土偏重の安全保障から、人間を重視した安全保障へ、①軍備による安全保障から、『持続可能な という点である。第四に、ヒューマンセキュリティーは人間中心でなければならないとする。これはヒューマンセキュ(マニ) として、①経済の安全保障、②食糧の安全保障、③健康の安全保障、④環境の安全保障、⑤個人の安全保障、⑥地域 リティーの理念ないし安全を保障すべきその対象についてふれたものと考えられる。以上のような認識をふまえた上 人間開発』による安全保障ベ」。そして、人間に対する脅威は数多くあるがおおむね次に挙げる七種類に分類される で、報告書は安全保障に関する考え方を二つの基本的な方法で、直ちに切り換えなくてはならないとして次のように

関する独立委員会)、パルメ委員会(軍縮と安全保障の諸問題に関する独立委員会)、ブルントラント委員会(環境と関する独立委員会)、ブルントラント委員会(環境と ナンス委員会はそれを受けて設立されたもので、三年近くの話し合いを経て一九九五年一月に報告書を発表した。こ 後の世界の安全保障と管理を効果的に行うシステムの構築について討議するよう提案がなされた。グローバル・ガバ 規模の安全保障と管理に関するストックホルムイニシアティヴ---」であるが、その中で、独立委員会を設けて冷戦規模の安全保障と管理に関するストックホルムイニシアティヴ----」であるが、その中で、独立委員会を設けて冷戦 成された報告をふまえた形で、一九九二年四月に提出された報告書が、「一九九〇年代における共通の責務——地球 開発に関する世界委員会)、そしてニエレレ委員会(南問題委員会)のメンバーを召集し、冷戦終結後の地球的協力 ができる。この報告書は、一九九〇年にブラント西ドイツ前首相が、彼の主宰するブラント委員会(国際開発問題に のような経過からすると、同報告書は国家を超えた地球的な諸問題に対処するために、とくに一九八〇年代以降設け の新たな機会について検討するよう諮問したことが発端となってできたものである。すなわち、この会議において作 安全保障を新たな枠組みから捉え直そうとする試みは、グローバル・ガバナンス委員会報告書においてもみること グローバル・ガバナンス委員会報告書とグローバルセキュリティー(%) たという、従来の安全保障の逆説性に対する指摘が含まれている。

る。ここには国家の安全保障が結果的にその管轄権の下におかれる個人の権利、自由を制限する大義名分となってき 調する財政を正当化したり、市民の権利と自由を厳しく制限する対策を奨励したりすることとなってきた」としてい 安全保障は、ほぼ全面的に国家存続の必要性によって定義されてきたのであり、安全保障は、国家、すなわち国境、 そして、「グローバルな安全保障は、国家の安全保障を重視する従来の考え方を拡大し、人々や地球の安全保障をも 家主権の概念は、しばしば、強力な国家軍事体制を築くための理論的根拠を提供したり、国内の福祉よりも防衛を強 人民、体制、価値観を外部の攻撃から保護することを意味してきたのである。そして、「安全保障問題において、人民、体制、価値観を外部の攻撃から保護することを意味してきたのである。そして、「安全保障問題において、 であったとの認識は、先の人間開発報告書に共通するものといえる。すなわち報告書によれば、一七世紀以来、国際 含めたものとしなければならない」とする。これまでの安全保障について、それが国家の安全保障を中心とするもの含めたものとしなければならない」とする。これまでの安全保障について、それが国家の安全保障を中心とするもの のにし、人々と地球の安全という、より広範な必要性に適応させていくための新たな機会が生まれてきた」と述べる。 報告書は、「安全保障の推進」と題する章の冒頭で、「冷戦の終結によって、世界の集団安全保障体制を効果的なも 玉

られたいくつかの委員会でなされた議論を基礎とし、その延長線上に位置するものとみることができる。

すなわち、今日の世界において人々が感じている不安が外部からの攻撃の脅威に起因することは稀である一方で、 しかし、「それは地球的な安全を保障するために達成しなければならない課題の一つであるにすぎない」のである。 (®) 安全保障、包括的安全保障があげられているが、集団安全保障については、「本質的に軍備を中心とした安全保障で 突きつけている」という現状がある。続いてこれまでの安全保障についての様々な概念として共通の安全保障、集団 へのテロ、そして甚大なる人権侵害などが、外部からの侵略の脅威よりもはるかに大きな挑戦を人々の安全に対して 地球の自然の生命維持システムに対する脅威、極端な経済的欠乏状態、通常小型兵器の拡散、国内勢力による市民 もっとも、報告書はこのような外部の侵略から国家を守るという国家安全保障の考え方を否定するものではない。

of people) と地球の安全保障 (security of the planet) を分けている点である。人間開発報告書ではヒューマンセ 考える」としている。本報告書の特徴としては、グローバルな安全保障の内容として、人々の安全保障(security キュリティーの一つの要素として環境の安全保障をあげていたが、こちらはこの環境問題をとくに分けた恰好となっ 重視されている」と述べている。報告書は、これらの概念のすべてに賛成するとした上で、「グローバルな安全保障 ある」とする。また、先のヒューマンセキュリティーについても触れ、「そこでは兵器よりも基本的に人間の尊厳が(**) て用いているものと思われるが、その対象および目指すべき方向性はヒューマンセキュリティーと相通ずるものと考 ている。「グローバルセキュリティー」の言葉は、従来の国家安全保障に対抗し、それを止揚し、包摂する概念とし の概念について、国家の安全保障を重視した従来の考え方を拡大し、人々や地球の安全保障をも含めるべきであると

五、おわりに ―― 国連による安全保障機能の再構築へ向けて ――

ダーシップを発揮しようとする国連の意気込みとは裏腹に、複雑かつ流動的な国際社会の現実に十分対応できないた 評価を下すには個別の検討が必要なことは当然であるが、一面において国際社会の平和秩序の担い手として強いリー は冷戦後の国際社会における諸問題の対応に苦慮を重ねている感がある。これらの安保理活動の問題点を明らかにし してきた国連ルワンダ支援団(UNAMIR)がルワンダ政府による反対で中途撤退せざるをえなくなるなど、国連 づく国内問題への強制的介入に対する批判、旧ユーゴでの国連活動の不調、また最近ではルワンダで難民帰還を支援 展開するようになった。しかしその一方で、ソマリアにおける平和執行部隊構想の失敗や安保理の広範な裁量権に基 国連創設より半世紀を経てようやく安保理は本来の機能を取り戻し、「国際の平和と安全の維持」に活発な活動を

障機能について再検討することが必要となる。ヒューマンセキュリティーに代表される安全保障の新たな構想の提唱 指標を欠いたまま従来の安全保障の枠組みと慣行で対応しようとする結果もたらされているといってもよい。 の理念は示唆を与えてくれる。 を模索する上で集団安全保障の問題点を明らかにすることは不可欠であり、その作業においてヒューマンセキュリティー 念であり、現段階では実定法に根拠をおくものでもない。しかし、国連の場においてこれまで大前提とされてきた集 と再構築しようとする試みとしてとらえることができる。もっとも、ヒューマンセキュリティーは包括的、理念的概 は、ある意味でこのような従来の安全保障の概念とシステムのもつ限界性を明らかにし、より時代に対応したものへ 味において、国際的な安全保障体制として国連憲章に導入され、とくに冷戦後本格的な展開をみせている集団安全保 めに予期せぬ結果を招いているケースも多くあるように思われる。それは、国連が平和の維持と回復について明確 団安全保障体制が、安全保障の一つの形態にすぎないという認識もまた大切である。国連による新たな安全保障機能

妥当性の問題は別として、国際社会における法の支配は法秩序の維持および回復という意味において一応完結するこ 使の違法化をより徹底し、安保理の強い権限を認めた集権的体制の下で、軍事的強制措置を中心とする強制措置によっ 障は、どのような特徴と問題を内包しているのであろうか。国際連盟における集団安全保障の反省をふまえて武力行 し、このような体制が実効性あるシステムとして意味をなすためには、当然のことながら加盟国による憲章規定の違 の強制力は、憲章システムとしての法の実効性を確保する上で不可欠の要素として位置づけられることになる。 の外観を呈していたといってよい。なぜなら、もし集団安全保障体制が理想通りに機能すれば、武力行使そのものの て侵略行為等に加盟国が一致協力して対抗しようとした国連の集団安全保障は、ある意味で完璧ともいえる安全保障 とになる。そこにおいて、集団安全保障体制の実現のために武力行使禁止の例外として認められた究極の手段として ところで、近代国際社会の歴史において勢力均衡に代わる新たな国際的安全保障体制として考案された集団安全保

という側面にも留意する必要がある。いずれにせよ、冷戦が終結したことにより、少なくともそのような手続的問題 強制措置の実施となって熱い戦争へと発展することを防ぐという、ある意味で安全弁としての役割を同時に果たした を直接反映して、手続的に安保理機能の障害として作用したのである。そして、別の見方をすればそのような対立が は解消されたのである。 より侵略に対処することがより現実的であり望ましいとの認識に基づいたものであり、それが冷戦という政治的対立 するものにすぎない。拒否権制度のもつ本質的問題はとりあえずおいて、この制度は五常任理事国の一致した行動に は集団安全保障体制の手続上の欠陥ということもできよう。しかし、それは集団安全保障体制の問題点の一部を説明 して安保理決議を阻んだ拒否権の問題が指摘されることがある。たしかに、安保理の機能を妨げたという点において に反して、冷戦期においてはほとんど機能しなかったことは既に述べた通りである。これに関し、その具体的原因と しかし、冷戦下の米ソ対立により安保理が麻痺状態に陥った結果、このような集団安全保障体制が憲章起草者の思惑 反に対して安保理が確実に反応し、具体的な強制力の行使を通じてシステムが完全に機能することが大前提となる。

理の行動について、「実際には、アメリカがイラクのクウェート侵攻を反撃するために行った行動を、安保理の行動 係する紛争や事態に関与するという行動ともなってあらわれ批判を招いている。たとえば、湾岸戦争でとられた安保 いて致命的ともいえる欠陥である。とくにアメリカを中心とする常任理事国が、安保理決議を利用して自国利益に関 ち安保理がそれぞれの事態で一貫性を欠いた行動をとっていることは、安保理に対する信頼性を損ねるという点にお である。それらの問題は端的に表現するならば、安保理の正当性および民主性をめぐる問題であるといってもよい。 り、安保理機能が復活し、安保理が自由に活動できるようになった今日、様々な形でその問題点が現実化しているの ここでその一つ一つについて詳しくは触れることはしないが、たとえばいわゆるダブルスタンダードの問題、すなわ 集団安全保障体制の根本的問題は、むしろそのように安保理が機能しないがゆえに隠れて表面化しなかったのであ

軍隊を国連の指揮下におきたくないという国家の都合によるところが大きい。昨今の安保理による強制措置が多国籍 軍によってとられているのはこのためであるといってよい。 の大きな限界がある。 処することにより平和を維持しようとの集団安全保障の理想は、この時点で崩れることになる。ここに集団安全保障 関わろうとしないというのが一般的な行動であるとすれば、すべての侵略に対してその他の加盟国が一致団結して対 発展途上国の間からもたらされている。 としてカムフラージュしたにすぎない」という強い批判があるが、このような見方は決して少数ではない。安保理の(%) 広範な裁量権およびそのコントロールの欠如の問題とも相まって、安保理活動に対する強い疑念と非難の声がとくに 憲章本来の国連軍がいまだ結成をみていないのは、冷戦による対立が原因というよりは、 国家は、自国の利益に関係する問題には関与し、そうでない問題にはあまり 自国

階では、 要な課題となってくる。 がって、 権であり、本来不公平な制度である。さらに、常任理事国の非公式協議の問題など、正当性や民主性にかかわる多く 続の民主性との関連で問題となる。とくに、拒否権は自己のかかわる紛争に対する制裁を拒否できるというまさに特 ような数々の問題点があるにもかかわらず、依然として今日の国際社会において集団安全保障の有用性を否定し、安 適用が続けば、 の問題を現在の安保理は抱えている。このような大国による国連の政治的利用、 全保障の選択肢から捨て去ることはできない。なぜなら、主権国家体制の下で各国が軍事力を備える国際社会の現段 その他、現在審議が続けられている安保理の構成、とくに常任理事国のメンバーの問題や拒否権の問題も組織、 集団安全保障の実効性と信頼性をより確かなものとするために、安保理の正当性をいかに高めるかが一層重 平和を維持し、回復する究極の手段として、軍事的強制力によらざるをえない場合があるからである。 国連の道義性と権威は回復し難い打撃を被るとの指摘は、その意味で正鵠をえている。しかし、この 政治的便宜主義による正義の恣意的 した 手

しかし、「集団安全保障とは、もし原則どおりに適用されるのであるならば、どの戦争にも毎回世界中が参戦し、

従ってすべての戦争は世界大戦となるという本質的な矛盾を内包した安全保障システム」である。それが原則どおり(%) うならば、集団安全保障とは、国家ないしその集合体としての国際社会の「平和」を守るためにやむをえず武力を用 こにある。そして、ヒューマンセキュリティーの登場する余地が生ずる。伝統的な意味において安全保障とは、 厳に価値をおくとすれば、安全保障はできるかぎり暴力によらない手段による平和を指向する方向へと向かわざるを すなわち、守るべき対象を「国家」から「人間」へと転換しようとするところにその核心がある。そして、人間の尊 果たして真の安全保障といってよいのか。ヒューマンセキュリティーによる問いかけはここにあるように思われる。 においてこの説明は一応の説得力をもっている。しかし、人間の犠牲の上に成り立つ国家や国際社会の安全保障は、 い、そのために結果として人間が犠牲になることもやむなしとするシステムである。たしかに今日の国際社会の現状 方式であることは既に述べた通りである。そして、その究極的な手段として軍事力の行使を是認している。端的にい の領土や独立に対する外国による武力侵略から国家を守ることであり、集団安全保障はそのための国際的な安全保障 物的、環境的被害ないし犠牲が必然的に伴わざるをえない安全保障方式なのである。集団安全保障の根本的問題がこ 適用されないことについては今述べたが、たとえそうであるとしても、集団安全保障が本質的に「戦争」に対して 「戦争」で対抗する危険なシステムであることに何ら変わりはない。世界戦争とはならないとしても何らかの人的、

れなければならない。なぜなら、「各国が強力な軍事力を保持していればいるほど、平和の破壊が認定されてもそう 回避する手段として、武力制裁に代わる有効な措置となるものと思われる。また、軍縮の重要性はあらためて指摘さ 経済力の弱い国への打撃をどう緩和するかなどの課題はあるが、強制力を備えながらかつ人命に対する直接的犠牲を いくかということになる。その意味では、強制措置の中でも経済制裁を中心とする非軍事的措置は、 それは、集団安全保障の否定ではなく、より広い安全保障の体系の中において武力行使の比重をいかに低下させて 制裁に参加する

えない。

きな欠落点といってもよい。(%) この点に関し、国際連盟規約が軍備縮小に関する明確な独立した規定を設けていたのに対して、現行の憲章規定が武 えるが、逆に集団安全保障体制の強化は軍縮を進める上で大きな誘因となる点で、両者は相互依存・補完関係にある。(*) 刀行使の違法化を徹底させながら軍縮については消極的姿勢にとどまっていることは、集団安全保障の推進の上で大 小さいほど、鎮圧に要する軍事力は小さくて済む」からである。このように軍縮は集団安全保障機能を強化するとい^(g) した平和破壊国への軍事力も大きなものとなり、人的犠牲も物的損害も大きくなる。逆に、 各国の軍備が小さければ

るPKOにとって最も深刻な問題はやはり予算の問題であろう。危機的状況にあるともいわれるこの国連財政を如何 リビアやハイチに対する安保理の強制措置を通じた介入には疑問なしとしない。第三三条には平和的解決の具体的方 ことは難しく、 担っていくものと思われる。ただし、PKOの活動はあくまで本来の性格である中立性と非強制性に忠実に則って行 紛争の平和的解決に関連し、国連の慣行の中で生み出されその実績を積み上げてきたPKOは、 するかや、国連事務総長の調停機能をどう強化し活用していくかといった問題も含めて今後の課題は多い。 われるべきである。 法が列挙されているが、たとえば任意付託を原則とする現在の国際裁判の現状にあって司法的解決機能をいかに整備 国および国連は今後第六章の紛争の平和的解決をより重視し、そのための努力を重ねていくべきである。その意味で、 の中の最終段階にすぎず、それ以前の紛争の平和的解決、更にそれ以前の紛争誘発的な諸矛盾の解消がなければ、 の維持」を達成するための方法の決してすべてではないという点である。法の物理的強制は、法の支配の一連の過程 「法の支配」はいつまでも「緊急事態における強者の意思の強制」の域を出ないままにとどまるとの指摘の通り、 そして、あらためて確認しておかなければならないことは、集団安全保障が国連の目的である「国際の平和と安全 両者は両立しないことを示した点で、今後の教訓ともなるケースといえる。しかし、各地に展開され 平和執行部隊構想がソマリアにおいて失敗した例は、PKOに強制力を与えながら中立性を保つ 今後も大事な役割を さらに、

であるといってよい。

る Peacemaking(平和形成)、Peace-keeping(平和維持)、さらに Peace-building(平和構築)は、国連による安全 保障機能の中においていわゆる Peace-enforcement(平和の強制)に徐々にとって代わるべき重要な役割を担う機能 に立て直すかはPKOのみならず、安全保障機能および国連活動全般にわたる焦眉の課題である。今述べた、いわゆ

されているといってよい。しかし、冷戦後の国際社会の状況は憲章が想定していたこのような国家間紛争の形態から、 るという点である。このような問題、たとえば敵味方の見極めが難しい内戦などにおいて「侵略者」を決めつけ、力 平和であり、集団安全保障も国家間紛争を一応の前提として、それを事後的に処理しようとするシステムとして構想 法ともいうべきものである。すなわち、憲章第一条一項の「国際の平和と安全の維持」でいう「平和」とは「国際的」 た極少化していくことを重視する点で、いわば安全保障本来の理想にかなった方法ということができる。この原因療 どの呼び方がなされその役割の重要性が強調されてきたが、このアプローチは、紛争そのものの発生を未然に防ぎま ることも考えられる。このような冷戦後の事態の変化に対応する意味においても、紛争の予防は極めて重要となる。 する結果となりかねない。ソマリアでの失敗や旧ユーゴでUNPROFOR(国連保護軍)要員が人質として拘束さ をもって対処しようとすることは、国連が紛争当事者となって敵対勢力から攻撃を受けたり、内戦に巻き込まれたり 別の形へと移り変わってきている。すなわち、最近起こっている紛争のほとんどは内戦や国内問題として発現してい 法ともいうべき紛争の予防に対して、従来の安全保障方式は侵略や国家間の紛争に事後的に対処しようとする対症療 の解決のための方策を練り努力を続けることは、より一層重要となる。これまでにも予防外交あるいは紛争の予防な ヒューマンセキュリティーの概念は、まさに人々が受ける脅威が外部からの侵略よりもむしろ国内的な脅威へと変化 れた例などはその好例である。また、対応が事後的で遅れたりする場合、大量虐殺や大量難民発生などを深刻化させ これらに加えて紛争が発生に至る前段階で予防すること、またより広くは紛争の要因となる諸問題に目を向け、

経済機会の欠如と社会的不平等であることが多い」と述べている。(※) る。すなわち、紛争の予防の概念が示すものは、安全保障を経済的、社会的問題の解決との連関の上に長期的観点か 民の途上国国民への優越意識に基づく行動の克服など、民生分野における長期にわたる努力が求められる」ことにな 争の危険性を減少させるには、途上国の経済発展や市民社会の成熟、先進国企業による経済的搾取の防止や先進国国 してきているとの基本認識に基づいて、その予防を訴えるものである。具体的には、「国際平和秩序の撹乱や武力紛してきているとの基本認識に基づいて、その予防を訴えるものである。具体的には、「国際平和秩序の撹乱や武力紛 ら定義することが不可欠であるという点である。ガリ事務総長も「平和への課題――補遺」の中で、「紛争の原因は、

議を通じて、平和と発展の間には完全な関係があると了解された。そのような認識は、経済的、社会的、文化的、人 そして、この分野においてこれまで国連が残してきた成果は決して小さくない。しかし、機能主義の考えに基づいて 道的国際問題の解決と人権および基本的自由の尊重への国際協力の達成をうたった憲章第一条三項に結実している。 的大恐慌や社会的不安定、民族の不満の鬱積が第二次大戦をもたらしたとの反省から、むしろ、サンフランシスコ会 国連から独立した機関として経済的、社会的問題を担う各種の専門機関が作られ、安保理から独立して設けられた経 ものとなったのである。しかし、これまでみてきたように守られるべき安全の概念はより広がっており、それに伴っ えられてきた。その結果、安全保障問題の考察やそれに対する国連の行動は、経済的、社会的状況から切り離された 済社会理事会とそれらの機関の関係は連携関係を保つにとどまった。いうなれば、国連の中心はあくまで安全保障に 非暴力と法の支配を追求したより包括的な安全保障の理念とシステムの再構築が急務となる。それは象徴的にいうな て安全保障の概念も変化を遂げることを迫られている。そのためには国連の場において経済的、社会的協力を基調に、 一条一項にいう「国際の平和と安全の維持」、すなわち侵略に対する制裁や国家間紛争の解決をさすものとしてとら 国連はその創設にあたってこの経済的、社会的問題の解決についての展望を欠いていたわけでは決してない。 機構としては、極力この機能に特化するというのが基本姿勢であったといえる。そして、安全保障といえば第

ことになる。ヒューマンセキュリティーに象徴される新たな安全保障概念の提起は、冷戦終結を契機とする地球的問 題群の顕在化、非国家アクターの台頭、人権意識の高まりなどを背景としたそのような国際社会の地殻変動のひとつ の表れとみることができよう。 ファリア以降の近代国際社会における主権国家体制の枠組みに対する根本的問いかけの要素をも孕んで展開をみせる すものとなる。その意味において安全保障観の転換をめぐる議論は、単なる安全保障の問題にとどまらず、ウェスト らば軍事による「国家の安全保障」から、人間の尊厳に立脚した非暴力による「人間の安全保障」への方向転換を促

注

- (1) アラン・プレ、ジャン=ピエール・コット共編(中原喜一郎・斉藤恵彦監訳)『コマンテール:国際連合憲章逐条解説』 (東京書籍、一九九三年)八二頁。
- 2 る。本稿もそのような立場に立つことから、あえて国連の「安全保障機能」という言葉を用いることにする。ただし、その は「安全保障機能」とよぶことにする。「安全保障」(security)という言葉は、その成立とそれが使用されてきた経緯から、 和的解決」ならびに「集団的措置」に限らない、より広い国連活動を視野においている。 マンセキュリティー」などは、「安全保障」概念の再定義の必要性を訴える意味も込めてそれをより広義の意味で用いてい 言葉自体が国家の軍事的な安全保障というニュアンスを帯びているという見方もできるが、「共通の安全保障」や「ヒュー は、「平和維持機能」、「平和保障機能」、「平和機能」、「平和安全保障機能」等々、様々な呼び方がなされているが、本稿で 意味は「国際の平和と安全の維持」達成のための国連の機能ということで、しかもその内容は第一条一項にある「紛争の平 国連憲章第一条一項の「国際の平和と安全の維持」のための安保理を中心とする国連の活動および機能をさす言葉として
- 3 筒井若水「集団安全保障と安全保障理事会の役割」『世界法年報』第一四号(一九九四)三一頁。
- 戦後の安保理決議および機能変化を概観したものとして、古川照美「安全保障理事会決議の機能変化と国内法制」『法学教 室』一九九四年二月号、一〇――一五頁。中谷和弘「最近の国連安全保障理事会決議をめぐる国際法上の若干の論点」『ジュ の支配臼、臼―安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって―」『国際法外交雑誌』九三巻二号ならびに四号。その他、 とくに「法の支配」の観点から安保理の裁量権の限界をさぐろうとした論文として、森川幸一「国際連合の強制措置と法

リスト』一九九四年一二月一五日号、三七頁—四三頁。また、安保理に対する司法的コントロールに関する研究として、古 同「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール — 国際組織の権限踰越 (Ultra vires) —」『国際法外交雑誌』第七八 ·照美「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール — その審査手続について —」『法政研究』第四五巻三・四号、

- (5) 国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、一九九五年)一八頁。
- (6) 猪口邦子『戦争と平和』(東京大学出版会、一九八九年)一九〇頁。
- ものは本来の意味における安全保障ではないとする。そして、集団的な意味に用いられた安全保障の概念が発生してから、 として、従来の同盟方式によるものを個別的安全保障として集団安全保障に対比するのは当を得たものではないとしている それ以前の個別的な措置を、この集団的なものと対比させる意味において、個別的安全保障と呼ばれるに至ったものである の侵略に対抗する方式として、侵略がこの集団外の国も入れた集団全体の問題としてとりあげられていな防禦同盟のような 侵略の防止と排除の問題が集団全体の問題としてとりあげられることの二つをあげ、第二の要素からすると集団外の国より 高橋通敏博士は、安全保障の要素として、①侵略を未然に防止し、かつ既に発生した侵略に対しこれを排除すること、② 〈高橋通敏『安全保障序説』(有斐閣、一九六〇年) 四―七頁)。
- 8 た安全へと指向する萌芽を宿すものであるということができようと述べ、それが国際組織としての安全保障を育てるものと 方向へ自覚することであり、自国の生存を単に軍事力の増大に求める代わりに、世論により支持され、法によって組織され しての一面をもっているとの見解を示しているが、同時に安全保障がその基礎をバランス・オブ・パワーにおいている限り てこれを維持しようと努めたということは、国際社会の安定に対する利害が、国家自身の国内的な利害より優越するという 高橋博士はまた勢力均衡について、少なくとも諸国家が平和維持の制度としてバランス・オブ・パワーに目覚め、意識し 永続的たりえないとしている(高橋『前掲書』一二頁)。
- (9) たとえば、フランスのクレマンソーは東部国境におけるドイツの武装解除と賠償問題しか頭になく、イギリスのロイド・ の増大と、アメリカが戦争の勝利を決定的にしたことにより、ウィルソンの意見を無視するわけにはいかなくなった。結局、 ジョージは自国の海軍力とヨーロッパにおける勢力均衡だけを考えていた。これに対しアメリカのウィルソンは、一四ヵ条 ヨーロッパ諸国の現実主義が条約に反映され、ウィルソンの理想主義が規約に反映される形となった(モーリス・ベルトラ においてとくにフランスやイギリスの代表は、ウィルソンの考えに反対であったが、国際協調関係におけるアメリカの役割 の中で国際機構の設立をはじめとして秘密外交の禁止や軍縮、人民の自決の権利などについて規定した。ヴェルサイユ会議 (横田洋三・大久保亜樹訳)『国連の可能性と現実』(国際書院、一九九五年)二九―三二頁)。

- 10 サン・ピエールの『ヨーロッパに永遠平和をもたらす計画』、一七九五年のカントの『永遠平和のために』などにみられる 猪口『前掲書』二〇八頁)。 集団安全保障構想の萌芽は、一七世紀末のペンの『ヨーロッパの現在および将来の平和のための論説』、一八世紀初頭の
- (11) 田畑茂二郎『国際法講義下新版』(有信堂、一九八四年)二〇四頁。
- (12) 筒井若水『国連体制と自衛権』(東京大学出版会、一九九二年)三七頁。
- 寺澤一、山本草二、広部和也編『標準国際法〔新版〕』(青林書院、一九九三年) 四八一頁。
- とよぶことをしなかった。 自衛の場合などを除き狭義の戦争だけでなく、武力行使を一般的に禁止する趣旨であったと解せられる。ただし、そのよう 釈も可能である。しかし、実際のところは、規約やその後の不戦条約における戦争の禁止規定は、制定の経緯などからみて は、そのような「戦争」の要件に当てはまらない武力行使はたとえ大規模なものであっても禁止の対象とはならないとの解 に狭義に解する余地を残したということは否定できず、いわゆる満州事変での大規模な武力行使に対し、日本はあえて戦争 て成立する法状態をさすものと一般に理解されている。このことからすれば、「戦争」の禁止を規定した連盟規約において 「戦争」という用語は、国際法上は当事国のどちらか一方が戦争の意思、すなわち戦意を何らかの形で表明することによっ
- 上に、経済的には最強となりながらも軍事的には自信を欠いた経済大国アメリカの世界観の表れであったとみることも可能 であるとして、アメリカがやがて軍事大国と化したときの国連の集団安全保障体制が軍事制裁中心となったこととの対比の 上に根拠づけようとする見解は興味深い(猪口『前掲書』二一二頁)。 なお、連盟の集団安全保障体制が経済制裁を機軸とする体制となった理由として、ウィルソンの理想主義の投影である以
- (16) このイタリアのエチオピア侵攻に対してとられた経済制裁が、連盟規約第一六条が適用された唯一の例である。また、軍 事的制裁措置は結局連盟において一度もとられなかった。
- (17) アラン・プレ、ジャン―ピエール・コット『前掲書』八三頁。
- (18) モーリス・ベルトラン『前掲書』三四頁。
- 摘される現状において、主権平等に基づく総会の権限と機能をどう強化し活性化させていくかは、国連における今後のひと に対し、総会の決議は勧告にとどまるという法的効果の面における両者の差異もある。安保理の強い権限とその恣意性が指 もこの分野についての重要な役割と権限を有することが規定されている。ただし、両機関の権限の抵触を避けるために、第 一二条、第一一条二項末尾において総会の権限に一定の制限が設けられている。また、安保理の決定が法的拘束力をもつの 「国際の平和と安全の維持」について、憲章規定は安保理に主要な責任を与えているが、第一○条、第一一条二項で総会

つの課題であるといえる。この総会の役割について論じたものとしてたとえば、神余隆博「国連の普遍化と総会の役割. −」『国際政治』第一○三号(一九九三年五月)四三−五六頁など。 『世界法年報』第一四号(一九九四年)、渡部茂己「新国際秩序と国連総会の意思決定手続――諸改革案の検討を中心として

- (20) 简井『前掲書』四九頁。
- (21) ベルトラン『前掲書』二五―二六頁。
- 審議が行き詰まったことを確認する報告を安保理に行い、委員会の審議はやがて打ち切られることになった(香西茂『国連 かなり残されたまま報告がなされた。結局一九四八年八月、軍事参謀委員会は、重要な点についての大国間の見解が対立し、 の平和維持活動』(有斐閣、一九九一年)二一―二四頁)。 軍事参謀委員会は、一九四七年四月三〇日に安保理に対して中間報告書を提出したが、委員会の合意がえられない事項も
- (\mathref{math
- <u>24</u> 議を採択した例がある。これは第三九条に基づいて、特定の加盟国に対して、経済制裁を補完するための限定的な軍事的強 実際には措置は実施されなかったが、一九六六年、南ローデシア問題で安保理がイギリスに対して武力行使を許可する決
- <u>25</u> Res. 253 (1968), 29 May 1968 の二本である。 南ローデシアに対してとられた非軍事的措置は決議としては、SC Res. 232 (1966), 16 December 1966 および

SC

制措置を勧告したものとみることができる。SC Res. 221 (1966), 9 April 1966.

- (%) GA Res. 998 (ES-I), 4 November 1956.
- <u>27</u> の平和的解決を要請した決議四七九などがあげられる(大泉敬子「国際連合の平和機能の再検討 — 冷戦時代とその後 —」 『国際政治』第一〇〇号(一九九二年八月)二三七頁)。 たとえば、中東和平の基礎となった決議二四二、ナミビアの独立移行上の方策を決めた決議四三五、イラン・イラク戦争
- 28 香西茂「国連と世界平和の維持――五〇年の変遷と課題」『国際問題』一九九五年一一月号、二八頁。
- Report of the Secretary-General pursuant to the statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992, United Nations Doc., A/47/277, S/24111, 17 June 1992. Boutros Boutros-Ghali, "An Agenda for Peace" Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-Keeping, para. 42
- (%) *Ibid.*, para 43
- (중) *Ibid.*, para 43
- (3) *Ibid.*, para 43

- (33) 香西「前掲論文」二八頁。
- (素) SC Res. 814 (1993), 26 March 1993.
- 月)、松本祥志「ソマリア多国籍軍と国連ソマリア活動」『札幌学院法学』第一〇巻二号、松田竹男「ソマリア武力行使決議 Anniversary of the United Nations. A/50/60, S/1995 /1, 3 January 1995. なお、ソマリア問題については多くの論 拙稿「「力による平和」と国連体制― ソマリアにおけるガリ構想の挫折が問いかけるもの―」『創価大学創立二五周年記念 文がある。たとえば、藤井京子「ソマリア問題と国連の強制措置」『名古屋商科大学論集』三八巻一号(一九九三)、尾崎重 論文集』(一九九五年一二月)。 六号(一九九四年三月)、リチャード・A・フォーク「ソマリアPKO失敗の教訓」『世界』一九九四年一月号など。また、 の検討』『名大法政論集』一四九、則武輝幸「国連とソマリア内線 ―「平和執行部隊」構想の挫折 ―」『外交時報』一三〇 義「集団的な人道的干渉――国際連合による集団安全保障の新たな展開―」『新防衛論集』第二二巻第一号(一九九四年七 Supplement to An Agenda for Peace: Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth
- (%) GA. Res. 3314 (XXIX), 14 December 1974.
- する脅威、平和の破壞、侵略行為の認定 (上)(下)」『外交時報』一九九二年二月、三月号。 憲章第三九条に基づくこれまでの安保理の実行をまとめたものとして、則武輝幸「国連安全保障理事会における平和に対
- 38 違反船舶等の拘留・臨検、航空機離陸・通商制限、現地裁判所の管轄権と競合する国際裁判所の設置など様々である(古川 制裁内容として、非難・抗議、経済的措置、被制裁国国民の入国禁止、違法性・無効の確認、不承認、外交関係上の措置、 (四)の一番目の「前掲論文」一三―一四頁参照)。
- (\mathref{R}) SC Res. 660 (1990), 2 August 1990.
- (4) SC Res. 678 (1990), 29 November 1990.
- (4) SC Res. 794 (1992), 3 December 1990.
- <u>42</u> 994. SC Res. 958 (1994), 19 November 1994 SC Res. 770 (1992), 13 August 1990. SC Res. 816 (1993), 31 March 1993. SC Res. 908 (1994), 31 March 1
- (43) SC Res. 940 (1994), 31 July 1990
- 4) SC Res. 929 (1994), 22 June 1994
- 『一橋大学研究年報法学研究』二六巻(一九九四年)、一六三頁。 佐藤哲夫「冷戦後の国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動――武力の行使に関わる二つの事例をめぐって―」

- $\widehat{46}$ 简井「前掲論文」 二八頁
- 争と国際連合』(日本評論社、一九九三年)、尾崎重義「湾岸戦争と国連憲章」『筑波法政』一五号(一九九二年)、森川幸一 的制裁活動とみる説など様々であり見解が分かれている。これに関する論文として、佐藤「前掲論文」、松井芳郎『湾岸戦 づく決定(勧告)説、憲章第五一条に基づく集団的自衛権説、憲章上の根拠を欠く違憲説、国連の内在的権能にもとづく公 「平和の実現と国際法」石村修他編『いま戦争と平和を考える』(国際書院、一九九三年)などを参照。 たとえば、湾岸戦争の際の安保理決議六七八の法的根拠をめぐっては、憲章第三九条に基づく勧告説、憲章第四三
- $\stackrel{\frown}{48}$ 香西「前揭論文」二六頁。
- 50 49 認定したのは、イラク軍による在クウェート外国公館攻撃に対してである(決議六六七)。 もっとも、決議六六○では先にみたようにイラクの行為を「平和に対する破壊」と認定した。この事件で「侵略行為」と
- <u>51</u> SC Res. 307 (1971), 21 December 1971.

SC Res. 161A and 161B (1961), 21 February 1961.

- <u>52</u> SC Res. 353 (1974), 20 July 1974
- 53 SC Res. 217 (1965), 20 November 1965
- 55 54 SC Res. 134 (1960), 1 April 1960, SC Res. 418 (1977), 4 November 1977.
- SC Res. 688 (1991), 5 April.
- <u>56</u> 佐藤「前掲論文」一六〇頁。
- <u>57</u> 置の発動 ― 安保理決議の検討 ―」『法経研究』四二巻一号(一九九三年)。 SC Res. 748 (1992), 31 March 1992. リビア問題に関するものとして、たとえば、松田竹男「リビアに対する強制
- 58 イチ問題に関するものとして、たとえば、松田竹男「正統政府回復のための強制措置の発動―ハイチの場合」『法経研究』 [四巻三号(一九九五年)。 SC Res. 841 (1993), 16 June 1993. SC Res. 873 (1993), 13 October 1993. SC Res. 940 (1994), 31 July.
- 59 れることが予定されているが、連盟の場合は規約違反の戦争に対する制裁の観点から規定されていたといってよい。 国連の強制措置は違法行為に対する制裁というよりも、一般に国際の平和と安全を維持し回復するという観点から発動さ
- <u>60</u> とグローバルセキュリティーの出典および正確な意味は異なるが、本稿では両者に共通する理念にむしろ着目し問題として ているが、本稿ではあえて訳さずヒューマンセキュリティーのままで用いることにする。また、ヒューマンセキュリティー 「ヒューマンセキュリティー (human security)」は、一般に「人間の安全保障」や「人間のための安全保障」と訳され

和維持の分野における役割について論じたものとして、浦野起央「グローバル安全保障と平和維持における国際連合の新し をまとめてヒューマンセキュリティーとよんでいることをお断りしておく。なお、グローバル安全保障の観点から国連の平 いることもあり、ヒューマンセキュリティーの言葉を個別の意味で用いるだけでなく、とくに「おわりに」の箇所では両者 い役割」『日本法学』第五九巻第二号、三―七三頁。またヒューマンセキュリティーに関して、朝日新聞、一九九五年三月 五日も参照。

- 間開発報告書一九九四』を参照した。 Human Development Report 1994. Oxford University Press, 1994. なお、本文の訳については、 国連開発計画『人
- (8) *Ibid.*, p. 22.
- (3) Ibid., p. 22.
- (4) Ibid., p. 22.
- (5) *Ibid.*, p. 24. (6) *Ibid.*, p. 22.
- (8) *Ibid.*, p. 24.

67

Ibid., p. 22.

- (6) Ibid., p. 22.
- (7) Ibid., p. 22.
- 7) *Ibid.*, p. 22.
- (72) *Ibid.*, pp. 22-23.
- (73) *Ibid.*, p. 23.
- (4) *Ibid.*, p. 24.
- (2) *Ibid.*, pp. 24-25.
- 76 めざして――グローバル・ガバナンス委員会報告書』(NHK出版、一九九五年)を参照した。 本文の訳については、グローバル・ガバナンス委員会(監訳 京都フォーラム)『地球リーダーシップ — 新しい世界秩序を The Commission on the Global Governance, Our Global Neighbourhood, Oxford University Press, 1995.
- 77 North-South: A Programme for Survival, The Independent Commission on International Development Issues

87

- 78 Security Issues under the Chairmanship of Olof Palme: The Independent Commission on Disarmament and Security lssues, 1982 Common Security-A Programme for Disarmament: The Report of the Independent Commission on Disarmament and
- 79 World Commission on Environment and Development, Our Common of Future, Oxford: Oxford U.P., 1987
- 80 The South Commission, The Challenge to the South: London: Oxford U.P., 1990.
- Minister's Office, April 22 1991 Common Responsibility in the 1990's: the Stockholm Initiative on Global Security and Governance, Stockholm: Prime
- 82 The Commission on the Global Governance, op. cit., p. 77.
- 83 Ibid., p. 78.
- 85 84 Ibid., p. 79. Ibid., p. 78.
- 86 Ibid., p. 79. Ibid., p. 79.
- 88 Ibid., p. 80
- 90 89 Ibid., p. 80
- 91 Ibid., p. 80
- 朝日新聞、一九九六年三月九日夕刊。
- 92 めの結集」決議が採択されたが、実際にはその後も集団安全保障の機能は改善されなかった。 このような拒否権による安保理の機能不全を打開するために、一九五〇年一一月三日、総会によっていわゆる「平和のた
- 93 ついて厳しい見方を示している(リチャード・フォーク「湾岸戦争は正義の戦いか」『世界』一九九三年三月号など) ベルトラン『前掲書』一〇九頁。リチャード・フォークなども湾岸戦争でアメリカを中心とする多国籍軍がとった行動に
- 94 る見解がある(福田菊「国連による平和維持の理想と現実」『国際問題』一九九三年一一月号、一〇頁)。 おかないというアメリカの伝統からすると画期的ともいえたが、実際には個々の作戦は米軍の指揮下にあったとして批判す その点で事務総長が指揮権をもつソマリアでのUNOSOMIにアメリカが参加したことは、自国軍隊を他国の指揮下に
- 95 大沼保昭「「平和憲法」と集団安全保障⑵ — 国際公共価値志向の憲法を目指して —」『国際法外交雑誌』九二巻二号、七

- 一前揭論文」五四—五五頁。
- 98 大沼「同論文」五四—五五頁。
- うな事態を想像できなかったことなどが理由としてあげられる (大沼「同論文」五七頁)。 連盟の失敗の経験から侵略者への制裁を最優先させたことや、核兵器が中小国まで比較的安価に開発できるという今日のよ 連盟規約は第八条で一項から六項にわたって、軍備縮小について規定していた。それに対し国連で軍縮を軽視したのは、
- 100 問題について考える――』『軍締問題資料』一九九五年二月号一三頁。 かの原理的考察」『平和研究』一八号(一九九三年)五七頁、最上「受苦の無国籍性の前で---いまひとたび常任理事国入り リチャード・A・フォーク、最上敏樹「民主的・人間的マルティラテラリズムに向けて—「国連改革」に関するいくつ
- 101 op. cit., pp. 316-318 同意できそうな法律分野から段階的に進めていくことを提案している。 The Commission on the Global Governance, 先のグローバル・ガバナンス委員会報告書は、国際司法裁判所の義務的管轄権の受諾について、すべての国が受け入れに
- アラン・プレ、ジャン=ピエール・コット共編『前掲書』九二頁。
- 103102 いらや op. cit., Human Development Report 1994. pp. 22-23. エイズの蔓延を未然に防ぐことができたはずであると述べ、コストの面からみても予防が合理的な方法であることを強調し 人間開発報告書は、公衆衛生と家族計画教育に数一○億ドルかけていれば、対策費用として約二四○○億ドルも費やした
- 大沼「前揭論文」五一頁。
- op. cit., Supplement to An Agenda for Peace, para. 103
- アラン・プレ、ジャン=ピエール・コット共編『前掲書』八六頁。
- 筒井『前掲書』七六頁。
- 109108107106105104 ベルトラン『前掲書』三六頁。
- 九九一年)一一五—一二〇頁、 ルの会合を定期的にもつというものである(モーリス・ベルトラン(横田洋三監訳)『国連再生のシナリオ』(国際書院、 会を廃止し、それに代わってGNPや人口、地域配分などを考慮して選ばれた二三の国々で新たな組織をつくり、閣僚レベ 提案されている改革案の一つに経済安全保障理事会創設の構想があげられる。経済安全保障理事会は、現在の経済社会理事 現在の経済社会理事会がこの分野において十分に役割を果たしていないことを前提に、経済社会分野の強化を目的として The Commission on the Global Governance, op. cit., pp. 153–162. など)。しかし、

なお、国連改革に関する問題を扱った論文は多数あるが、たとえば、内田孟男「国連改革論の現状と将来」『国際問題』一 するならば両者の連携あるいは一体化ということが今後検討されなければならないのではないかなど、課題も残されている。 九九五年一一月号、六三―七六頁、庄司真理子「国連の機構改革構想― ガリ国連事務総長の機構改革と八〇年代半ば以降 の改革構想論議 — 『国際政治』第一〇三号(一九九三年五月)一〇—二七頁など。

経済安全保障理事会は経済社会問題を扱う機関として安全保障理事会とは別個に構想されているが、紛争の予防の観点から